

千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会 議事録

1 日時

平成30年1月23日（火） 午後2時から午後4時30分まで

2 場所

千葉市ビジネス支援センター（きぼーる）15階 会議室4

3 出席者

(1) 委員（総数6名中5名）

佐藤委員 村山委員 金子委員 三島委員 濱本委員

(2) 県

岡田障害福祉事業課長ほか

(3) 千葉県社会福祉事業団

相馬理事長、古川更生園施設長、渡辺養育園施設長、鈴木事務局長

4 会議次第

(1) 開会

(2) 座長選出

(3) 議題

① 報告事項

千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗について

② その他

(4) 閉会

5 議事における主な意見及び質疑応答

議事録署名人 村山委員、濱本委員

(1) 報告事項

千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗について

○参考資料1、2について説明

〈委員討議〉

（三島委員）

参考資料1の11月24日の事業団理事運営会議の中で、グループホームについてのお話があったとのことですが、どのような内容の話が内部で合意されているのですか。

（事業団）

その場では、次期指定管理に関して、指定管理者に決定されたことを報告しました。その中で、前回実施しました更生園の保護者会研修会の席上でも同じ話をしたところでございまして、その時には地域移行と、ご本人の意思決定支援というものを直接結びつけてお話をしたわけではありませんが、現状でもっといい暮らし方があるだろうということで、一度体験してみませんかというお話を中心に説明をしたところです。

あとは、日常の様々な各事業所の運営について協議をしたところです。

(三島委員)

そうすると、グループホームの展開については具体的な話は、理事会内部でも了解しているんでしょうか。理事会の中での議論はどういうものですか。

(事業団)

理事運営会議の中で、地域移行に関する、事業団が今回次期指定管理で提案をしておりますが、更生園の利用者さんがなかなか移行が進展がないという状況があって、事業団が自らもう一度グループホームを建設して、そこに移行をしていただくという考え方について意見を頂戴したところです。

それにつきましては、基本的に今回最終報告の中で自主事業等については縮小廃止の方向で整理されているのではないかということ、たとえば身障の方たちの移行についてはもう少し力を注いでやってみてはどうかということ、そういう意見をいただいたところでございまして、その後、事業団の経営会議の中で施設長等と集まって、当面3カ年は現在千葉県内の各事業所の協力を得て地域移行を進めていこうということで考えているところです。

なお、12月の県内の福祉協会の施設長研修会の席上で、再度更生園の利用者の方々の受皿づくりへの協力をお願いしたところです。

(佐藤座長)

地域移行については、あとでまた話題が出ますのでその時にご議論いただければと思います。

1点確認ですが、いつの会議かわかりませんが事業団の今の職員の規模について、民間の法人との比較というものが知的協から提出されて検討されたという噂を聞いていますが、そういうものはどこかで検討されたんですか。

(事務局)

これは1月17日の理事運営会議でそのような資料が提出されました。

(佐藤座長)

それはまた改めて私どもの方にもご提供いただけますか。

(事務局)

わかりました。

○資料1について説明

（委員討議）

（佐藤座長）

養育園の方はこの調整状況の方にリストアップされている方々は加齢児を含めて10名いらっしゃいますが、調整をした結果、見込みとしてはこのうち5名の方が移行するという見通しだということですね。

（事業団）

はい、そうです。

（三島委員）

更生園の移行の調整状況ですが、意外とグループホームが随分多いなと感じたんですね。他の入所施設にお願いしてという形の話なのかと思ったら意外とグループホームの中で過ごしていくという組み立て、中には強度行動障害の方もいらっしゃるということで、そういう意味ではこうした方向性というのはかなり実態と合っているか可能性があると判断されていますか。

（事業団）

はい、今現在更生園の居住の環境というのは古い建物ではありますが、一つのユニットとしては10名程度の単位で生活されていて、どちらかというとご家族、ご本人も小規模の単位での生活を望まれていらっしゃるというような状況にあるんだと思われます。

また、ご本人の特性等にも配慮していただけるような環境というのはやはりそういった環境が望ましいのではないかと考えています。

（村山委員）

更生園の地域移行について、それぞれ個別に個別支援計画の中で移行の体験とかはされていくと思いますし、そこに相談支援専門員さんが関わっていると思うんですが、個々への取組のことと移行ワーキングチームというものが前からあるんですが、最近は11月にも14回目のワーキングチームが行われていますが、最近のワーキングチームの役割とか動きも教えていただきたいと思います。

（事業団）

相談支援専門員さんの関わりですが、ご本人の側に立ってご意見いただくという形で位置づけております。保護者や移行先の法人、あとは更生園と関係者の会議を開きますが、その中で中立的な立場でご本人の意見をいただくということで非常に重要な位置であること、また、中にはですね、移行支援という形で関わっていただく場合もありますので、中心に移行を進めていただくという関わり方も中には出てきているところです。

移行ワーキングチームの方についてはですね、現状でやはり移行が進まないというところで、今現在こういう取組をしてますと報告させていただいて、更にアドバイスをいただくというところですけども、個別のアドバイスをいただくこともありますし、この方は

もうちょっとこういう展開をしてみてはどうだろうか、また、保護者の方でこういう風な課題を抱えているということに関して、移行してうまくいっている方の保護者の意見を他の方に聞いていただくとか、そういった形でやつたらどうかといった具体的なご意見を頂戴しながら、我々だけでこう、移行が進まないという行き詰まり感だけではなくて、次の一手と一緒に考えていただいている状況です。

(村山委員)

相談支援専門員ですけれども、移行先がグループホームで、袖ヶ浦から遠方だった場合に、いずれその相談支援専門員はその地域の方に変えて行く話も出ていますか。それとも、それはまだまだ先の話ですか。

(事業団)

それは個別の利用者さんの状況によりまして、基本的には更生園の利用者の方は外部の法人の方が相談支援を担っていただいているんですね。それが今のご本人が生活している袖ヶ浦の地域の近くである方ももちろんいらっしゃいますが、出身地域ということで、ご家族の暮らしている地域に近い法人の方もいらっしゃいます。

移行先がそのご家族の暮らしている地域に近いという状況であれば、継続して見ていただけるような状況にあるのですが、やはり遠方となってくると、移行してモニタリング等を踏まえて、ある一定の時期でバトンタッチをしていくような形になっているケースもございます。

(三島委員)

更生園に対して、2点あるのですが、1つは、これまで更生園はほとんど移動がない、他に移る場所がない、もう行き詰まりだという話だったと思うんですけども、この表を見る限りでは最大で13人移行ということになりますが、どうしてこういう風に急に移れる場が出来てきたのか、努力が実ったという言い方もあるかと思いますが、今までと比べて状況が随分違うなどちょっと腑に落ちないところがございます。

それからもう1つはですね、平成32年度までに県の障害者計画で行くと半減を目指すということは45名、つまり、あと38名ということは、毎年13名ずつ移行していくかなければ、そういう目標に達しないわけですけれども、そういうのは本当に可能なのかということと、先ほど理事長からありました、基本的方向は他の民間施設にお願いするという話ですが、もうキャパがなくなつて難しくなることの、そういう危惧もないのかなというか。ですから、1番目の質問は、どうして急にこんなに移行ができるようになったのかという質問、もう1つが本当に毎年13名くらいずつ移行できる見通しというのは、確信はあるのかと、その点をお伺いしたいなと思います。

(事業団)

事件以降、地域移行のお話を保護者会の皆様方にお話を来て、昨年で4年になります。その間、当初はやはり更生園にたどり着いた経緯というのが非常にそれぞれのご家族に重く捉えられておりましたので、その気持ちをまず受け止めて、和らげて、まずご覧くだ

さいということで、何人かの方から施設やグループホームの見学等を始めたのが、3、4年くらい前でございますので、その間に何人かの方が移行されて、切り口が見えてきたというところが1点あろうかと思います。それと、もう1つは福祉協会の方で、いろいろと情報を提供していただきまして、更生園の受皿づくりということで、協力していただいてきたというのが経緯でもありますし、それぞれの法人さんでグループホームを開設するのに合わせて、更生園の方たちを受けていこうという状況が生まれてきているというのが、ここにきて、複数の方たちが新たに移行できる可能性が出てきたという背景にあろうかと思います。

2点目の受皿の問題ですが、先月の施設長会議の席上で、理事長の方から改めて、お願いをしたところでございますけれども、これにつきましてはそれぞれの法人さんの事情がございますので、必ずしも思い通りに行かないこともあるかと思いますけども、これから、個別にですね、今回過去3、4年の間に、1、2度こちらの方に訪ねてきて、検討する機会を作っていただいた法人さんが数法人ございます。まずはその数法人の方々、施設長さんにお会いして、もう一度お願いをして検討してもらう機会をつくっていただこうと考えているところです。ですから、今ここで、半数程度に絶対できますという答え方はできませんけども、ただ、そこを目指して、私どもとしては取り組んで行くという気持ちで現在いるところでございます。

(事務局)

今の移行の話ですが、県の方でもグループホームの確保ということで、グループホームに国庫補助がございますので、袖ヶ浦の利用者を受け入れてくれるところに優先的に国庫補助を付けます、強度行動障害や行動障害のある方を受け入れる場合には県単の上乗せ補助を行いますというような制度を設けていまして、今この調整状況であがっているグループホームの中でもそういう制度を活用したいというところが結構ありますので、そういった制度を各法人が活用してくれるということで、多少増えてきたのかなと思っています。

もう1点補足でご説明なわけですけれど、資料1の2ページの3. 入所者数ですが、更生園は定員90名で、今現在82名でなかなか移行が進んでいないので、今後も進めていくというところですけれども、養育園は元々定員が80名で、今はもう定員40名に達しているということで、半減は達成したんですけども、その後も利用者の移行が進んで、平成30年4月1日では31名になる見通しになっております。40名に達したのに減り続けているというのはですね、実は事件以降、養育園には行政処分として新規受入の停止がかかっておりまして、それがまだ解除になっていないので、新規の利用者を受け入れられないということで、40名を切っているのにまだ利用者が減り続けているという状況になっております。

(三島委員)

今の更生園の話ですけれど、13名っていうのは、新規入所停止というのは、この先も3年間続くということ前提になってますよね。そういう論法で行くということで了解していいんでしょうか。

(事務局)

事件を起こしたのは養育園でしたので、行政処分がかかっているのは養育園だけで、ただ、更生園は利用者を減らしていくということで、これは行政処分では無いですけれども、新規には受け入れていないというような形になります。

(三島委員)

養育園だけが行政処分として新規受け入れ停止で、袖ヶ浦福祉センター全体ではないということですね。

(事務局)

行政処分としてかかっているのは養育園だけです。

(佐藤座長)

今のご説明の前段部分の更生園につきましては、何度も申し上げますけれども、時間がかかるることは確実なので、体験利用をもちろんされているとは思いますけれども、体験利用する前にその体験の準備等も含めてですね、更生園の方でどういう準備活動をされていらっしゃるのか、体験してびっくりしちゃってもう嫌だみたいなこと言われても困りますので、準備活動をやっておられるとは思いますけれども今後とも引き続き検討していただきたいと思います。

津久井やまゆり園の事件後の地域移行については、ほぼほぼ2年から3年くらいかけてやるんだというようなことを耳にしておりますけれども、更生園につきましては、既にその期間を過ぎています。なので、最近になってようやく地域移行が動き始めたというのは、その成果が出てきたのかも知れませんが、時間がかかるということを前提に様々な準備活動をしていただければと思っています。

それから後段のですね、養育園についてですが、これは行政処分の話なので、処分の解除とかいろいろ検討されるのはこれは県の方のお考えということになりますが、当然それについては進捗委員会でも興味と関心のある話で、検討にあたっては、数が少なくなっているというのは非常に重要な話ですけれども、同時に職員の配置状況とか、全体としての支援の質とかそういうものをやっぱり検討しないといけない。それから併せて千葉県内の障害のある児童の受け入れ施設の状況というものを検討して、判断をしていくということになろうかと思いますので、ここは1つですね、県の方もそういう情報提供を委員にしていただいて、その上でご相談いただければという風に思っています。

○資料2、3について説明

〈委員討議〉

(濱本委員)

数時間でしたけれど、19日に見学させていただいて、私は10月には養育園を見学させていただいたんですけど、更生園は初めて伺わせていただきましたが、急遽の見学にも対応していただいてありがとうございました。

その際に、日中活動をどのような活動をやってらっしゃるのかというようなことと、

できれば若い職員さんからも色々なことを伺いたかったんですけども、それは叶わなかつたので、日中活動と居住棟の見学をさせていただきました。

私が率直に感じたことは、三島委員さんが以前も見学されたということで、日中活動をきっちり提供されていらっしゃるということと、強度行動障害の方が着席をして活動していらっしゃるというような姿が、かなり以前の見学の際とは異なっていて、みなさんが努力をされていらっしゃることが伺えたというようなご感想を持っていらっしゃいました。

それで、古川施設長さんにもそのあたりのこと細かくお伝えしていただいて、活動の場所の環境の整備についても、職員がボランティアでペンキを塗ったりとか装飾をしたりとか、できる限り利用者さんに活動の場は活動の場、居住の場は居住のスペースというような環境を作っていらっしゃるなということは感じました。

ただ、建物の見学をして、私とか三島委員がいた施設の弘済学園も相当広い施設だったんですけども、利用者さんが1つ1つやっぱり色々な空間を移動するというようなあたりは、あの環境ではお歳を重ねた方々に対しては、とても大変なんだろうなと、距離の問題とこの寒さの中で、寒い廊下を渡って色々な所に移動されるとかっていうようなあたりは、他の施設ではこんな環境にはありませんので、もう少しコンパクトで生活できればより良いんだろうなということと、更生園にしても養育園にしても、この時期にインフルエンザで多数の感染者を出しているというご報告を伺って、このあたりの環境を整えていかないと、環境が利用者さんの感染症を招くというようなことにも繋がっているのかなということは感じました。

私たちの施設は日中活動で成人の施設ですので、拝見した、自閉症とか強度行動障害の方に特化したような訓練とかはなくて、何かを作っていくような活動、機織りとか陶芸とか園芸とか、工場の下請けとかをやっているんですけど、今後もうちょっと、より良いというようなところでは、利用者さんが自分で作られたものが、達成感があって、他の人にも認めてもらえるような活動が提供していくとよりいいのかなと感じました。

でも、本当に職員の方々はすごく一生懸命だなっていうことが伝わって参りました。

(三島委員)

濱本委員と話が被るんですけども、昨年行ったときは、あとで煉獄のクリスマスみたいなかたちの写真を皆さんにお配りしたんですけども、ちょっとああいう雰囲気、印象を持ったんですけども、今年は中間報告で指摘されたことについてはきっちりクリアですね、よくやっているなという印象を持ちました。

具体的には、デイケアですけども、作業場に行ったんですけども、わりかし小綺麗にしつらえてあって、これも職員さんが整備したと、ペンキも塗ったという話でしたが、その中で利用者さんは非常に安定していて、そこに7、8人くらいおられたのかな、みんなちゃんと座っていたんですね。あとで、施設長さんがあの方が以前、三島さんが言った裸だった方ですよって言うんですけど、ちゃんと服を着て、全然違和感なくいるので、僕も驚いたんですね。それには非常に驚きました。

それから、そこで大きなパニックもなく、みんな静かに座って、自分の作業に取り組んでいたことにも驚いたし、あと時間も前は本当に名前だけだったと思うんですけど、今年からは確か10時くらいから15時半くらいまで、5時間近くデイケアの場で過ごして、

お食事もそこで食堂を準備したりとか、その中でお散歩もしたりとか、ちゃんとやっていて驚きました。職員の方も穏やかな対応をしていた。これならば地域に行っても大丈夫ですねと言ったら、案内された方が、以前に比べて安定も見られて、施設生活にも対応できるんじゃないかと思っているという反応がありました。

それと、もう1つ驚いたのが、デイケアの方の食堂とか作業所とか、元々とても古い建物で廃墟みたいだと思ったんですけれども、壁とかペンキで塗られて、清潔感があって、ちょっと変わったなと思いました。ハードウェアそのものはもうしようがないんだけれども、その中で人の住む場としていこうという職員の心配りがあるように感じました。

職員さんもそうだし、千葉県の課長さんも来て一緒にペンキ塗って帰ったという話を聞いて、みんなでなんとか頑張っていこうという気配を感じてですね、すごく新鮮だなと感じました。本当もう時代遅れなんだけれども、なんとかこの現況を良くしていこうという感じがありましたし、それから園庭の草なんかもすごく汚かったんですね、そこも保護者と職員とできちっと片付けたりして、ちょっと園庭にも出れるようになっていて、僕としてみては自浄作用というのがやはりあるのかなという気がしました。だけども、やっぱりもう一方で、広い建物なので、その中でかつて300人くらい住んでたっていう話ですけど、そこに今100人弱が生活しているんで、本当に長い距離を無人の廊下をですね、ずっときて、向こうに行くっていうのを見ていると、これって生活の場なのかなっていうか、病院に近い感じがしました。

感想としては、去年指摘して、今年こういう状況になったということはですね、有期限有目的のモデルっていうのは、これから必要だっていう話はしましたけれども、今の更生園の力でも、充分にやっていけるんじゃないか、つまりこの短期間の中でああいう場を作って、きっちり支援していけば、利用者は本当に落ち着いて、これなら、普通のグループホームに行けるんじゃないのっていう感じをもったぐらいで、それも当然袖ヶ浦の職員さんの努力とか能力があるにしても、目的がはっきりすればですね、地域生活が可能なんじゃないかな、これからモデルとしてかなり意味があるかなと思いました。

それから、もう一つは地域生活が可能なんじゃないかということですが、これもご本人が障害が重いという話ですが、こういう風に安定してくれればですね、元々利用した最初は地域で生活できなかったわけですから、もう地域で生活できるようになるという風にやっぱり施設の方も思っているわけで、地域に戻していくというのが、必要なんだな、そういう意味で今の利用者は地域生活が相当程度可能なんじゃないかなという印象を持ちました。

3番目が、自浄作用っていうのはやっぱり随分あるなというか、職員の気持ちが、お話を聞いて、みんなが去って行く中で、自分たちは残ることを決断したんだから、頑張りたいっていう話を良く聞いたんで、そういう気持ちで今やっているのかと思って、そういう気持ちなんとか支えていく必要があるんじゃないかなと思いました。少なくとも、袖ヶ浦福祉センターの中では新しい方向に向かっていこうという雰囲気があるなという印象を持ちました。

(金子委員)

19日の日に半日という限られた時間ではあったのですが、事前通告無しということで、

以前のモニタリングはやや設定された場面というか、職員さんも何人かは以前お話をお聞きした方と同じ方からお話を聞きするような機会であったので、普段の姿はどうなのかなという関心をもって訪問させていただきました。

当日の利用者さんの様子や職員さんの対応、支援内容について、モニタリングの際とですね、特段変わりなく、落ち着いた雰囲気で利用者さんも過ごされておりまして、職員さんも丁寧な対応が見受けられました。

両施設長さんからもですね、現状の取組、今後の方針について、円滑な説明が行われておりまして、改善に向けた取組が日常化しているなど、大きな面ではそういう風に感じました。

一方、今、濱本委員、三島委員がおっしゃられましたように、ハード面について見ますと、従前から何度もでていることだと思うんですが、人としての暮らしの場とか人に値する暮らしを、あいいった構造の中でどう確保できるんだろうかという視点で見た場合ですね、劣悪という風に申し上げるのは、そこで本当に一生懸命に努力されている職員の方々に大変失礼な表現になってしまいますが、まだですね、暮らしの場とかそういった視点で見た場合には大きな問題があるように感じました。

それは、施設長さんからも当日お聞きしましたけれども、400人～500人規模の利用者さんをあの場で、今は社会福祉法という個人に焦点を当てたサービスの質を確保するという考え方なんですが、当時は社会福祉事業法ということで、どちらかというと集団的な処遇であるとか、収容というか、そういったことに焦点をおいた支援が行われる場でしたので、中々あいいった場でですね、個々の一人ひとりの利用者さんを焦点にした支援を組み立てようとすると、どうしても限界があるかなということを感じました。

これは当然私どもだけではなくて、中で普段利用者さんの姿を見ながら支援をされている施設長さん、職員の方々が本当に感じられているところだと思います。あいいった環境の場ですね、利用者の個人としての尊厳であるとかサービスの質を高めていくんだとか、利用者本位のサービスを確保するということだと、相当の努力を持ってしても、中々難しい面があるんじゃないかなという風に感じたところです。

これはもちろん、職員さんが一生懸命努力している中で、どうしても中々それだけでは改善の難しいところですので、職員さんが努力不足でそうなっているということを申し上げているのではございません。

また、サービスの質の面についてですが、落ち着いた雰囲気の中で日中活動の取組が、丁寧に行われていたんですが、ただ、そういった取組が利用者さん個々にふさわしい支援であるかどうかというのは私も、その利用者さんの以前の姿とか、どんな課題があって、これまでどういういきさつで養育園・更生園を利用するに至ったかについて、詳細は承知しておりませんので、そこは慎重に検討する必要があるんじゃないかなと考えました。

当然今、事業団内部の職員の方、サビ管、外部の相談支援専門員さん、関係機関との間で本当にお一人おひとりについて、その方にふさわしい支援が行われているか、その方にふさわしい暮らしの場であるかについては、慎重に検討する必要があるんじゃないかなと考えました。

先ほどの資料2の更生園における相談支援アドバイザーの活動報告について、ここ的内容については、特に袖ヶ浦福祉センターだから特に優れたこういった実践が行われて

いるということではないんじやないかと、むしろ、事業団の色んな構造面等から来るマイナス面を補うためにこういったアドバイスを元に、むしろマイナスからゼロに近づけるための支援というか、このあたりでもなにか、今袖ヶ浦福祉センターの持つですね、構造面でのちょっとマイナス面が浮き彫りにされているようにむしろ感じました。

一方資料3の支援の質の向上に向けた取組については、むしろ、県の社会福祉事業団として、モデル的あるいは先駆的な取組であってですね、こういった取組を県内の各施設に広げていくという意味ですね、機能面、役割としては非常に優れた、事業団であるがゆえにこういった取組を行っていかなければいけないんじやないかという風に感じましたので、ちょっと混在しているような、マイナス面を埋め合わせるために今の現状に対応しながら、また一方では事業団に求められる機能役割を果たすべく努力されているという、そういった両方のスタンスが表れているように感じました。

先ほどのサービスの質、支援の質についてはですね、袖ヶ浦福祉センターだから確保できているんだということについて、事業団の方もですね、あるいは県の方も今後とも対外的にも十分な説明責任というか、果たす必要があるんじゃないかという風に感じました。

本当に感想ばかりでございましたが、先ほど理事長さんから、もっとよい暮らし方がある。まずは体験してみてからということは、一方では今の構造の中で、中々利用者さん一人ひとりに相応しい暮らしの場を確保することが難しいという限界も、そのあたりが表れているように感じました。

(佐藤座長)

せっかく現地に行ってこられたということで、少しコメントを頂きました。今の相談支援アドバイザー及び支援の質それから抜き打ちの現地視察等のことも含めて、私も色々と引き続き考えていきたいと思います。村山委員はよろしいですか。

(村山委員)

私は行けなくて残念でした。また機会を作っていただければと思います。

3人の方から、以前と比べて、暮らしそのものが少しずつ普通に近づいてきた、金子委員のおっしゃるようにマイナスからゼロっていうところなのか、ゼロからプラス1、2までいっているのかはわからないのですが、そのような動きがあることはとても良かったなと思っていますが、例えば、三島委員がおっしゃった、以前はすぐ洋服を脱いでしまう、落ち着かなかつた方が、きっと落ち着いて作業されていて驚いたとの感想があったのですが、そのこと自体に職員さんはどのような感想を持たれているのかなと、まあ良くなつて良かったということなのか、いや、この人の支援をどうするかとか、その人の暮らしのあり方を考えて実行することでこんなにも変わるんだと、職員さんにもすごくいい刺激になっているのかなというところをちょっと伺いたい、ぜひそうあって欲しいわけです。

職員さんが、利用者さんが変わることでまた気づきがあって、次のいい支援に結びつく、モチベーションが上がるとか、そういうことを期待するので、そのあたりはどうかなということを伺いたいのが1点と、日中活動が充実するということは入浴の時間が変わったのか、今まで「午後は入浴」のような日中でしたよね、そこをやっぱりそうじゃなくて午後もきちんと活動もあって、役割を持った暮らしができるようにということだったと

思うんですよ。入浴時間はどうなったのかなというのが、気になりますのでそこを教えていただきたいということと、私たちが今まで見させていただいた中で、いろいろ感想やこうあって欲しいという意見を言ってきたり、前回モニタリングとは別に委員としての最終報告に向けた中間意見を出して、その中で日中活動のこと、食事のこと、外に出る活動のことなどを書いたと思うんですけれども、このあたりの意見等はかみ合っているのか、そうでもないのか、別の方向を向いているのかというのも気になるところで、今回のアドバイザーの報告を見ても、あんまり具体的なアドバイスというのがなくて、健康面に関するアドバイスが多いのかなと思いました。まずそのあたりが知りたいなというところです。

(事業団)

1点目ということで、大人としての暮らしをもう一度考え直してみようということで、皆様方からご意見も頂いて、我々としてどう考えていったらいいのだろうかというのをもう一度理事長も含めてですね、大人の暮らし、高齢の方もいらっしゃれば若い方もいらっしゃるということで、考え方で取り組み始めたということで、これについては現場のスタッフも含めて考えていったので、基本の方向性といいますか、方針、大人の暮らしということで、きちんと暮らしの場と働く場と、働く場でどのような環境でどういった取組で、今これはこのように提供しているけれど本当に必要なんだろうか、暮らしの場と活動の場でどういったものが必要なんだろうかと投げかけて、実際に取組を進めていったのは現場のスタッフになります。進めて行く中で色々なことに気づいて、我々が求めたこと以上のものもちろん出てきましたし、本当に準備を進めて、環境を整えてというのを、自分たちの手で作り上げていくということで、達成感に繋がっていると思います。

そういったところで、言われたことだけではなくて自分たちで考えての取組でしたので、多くのことに気づけたと思います。

また、利用者さんの様子が大きく変わったということに関しても、どのような場面でそういった状況が起こるのかということをもう一回改めて考え直していくって、なかなかその、こちらの考えをご本人にどう伝えるかというのが非常に難しいので、服を破かないでくださいと言ってもやっぱり破いてしまいますし、いろんな思いや特性に配慮して提供してもやはり破いてしまうという状況もありましたが、そこもかなり行き詰まり感もあるわけですけれども、どうしたら着てもらえるだろうかというところで、やはり活動をきちんとある一定の時間提供して、個別にきちんと組み立てて、それは暮らしの場も活動の場もそうですし、もう一度入れ替えといいますか、組み立て直していくって、やはり、諦めないで、きちんと方向性をはっきり持ってチームとしてやっていくということで、これまで止まっていたものがまたかみ合って進み始めたと、結果としてご本人の大きな変化に繋がったという是有ると思います。

2点目の入浴については、職員は以前、「日課」という言葉の使い方をしていたんですけど、「日課」という名前はやめてくださいということと、暮らしの中でどういうスタイルで暮らしていくんだろうかというところで考えて、個別に対応できるところで、夕食後にお風呂に入っていたら方もいらっしゃいますし、食事までの時間をゆっくり、考えて個別でやっていくということですので、入浴自体の回数が減ったとか、入浴時間が短く

なったということは無く、変わらず提供が出来ている状況なので、少しゆとりを持って対応してやるという考え方も定着しているんだろうと思います。

3点目、中間意見等でいただいた意見と支援アドバイザーの意見がかみ合っているかということですけれども、11月から第2支援グループの方も取組を始めたということで、まだ2回程度の実施という状況もありますし、また、以前の状況というよりは変化した後の状況をご覧いただいているというところもありますので、同じような状況をご覧いただいたら、同じようなご指摘を受けたのかと思います。また、高齢の方へのアドバイスが主という点については、第1支援グループの高齢であったり、身体の障害の重複している方を中心にアドバイザーとして意見を頂戴していたところなので、どうしてもそちらの方が回数が多く、助言等も多いというところです。

また、理学療法士さんとかそういった専門職としての助言というところで、専門性を我々の方にフィードバックしていただくといった内容になっているかなと捉えております。

(佐藤座長)

村山委員が現場に行かれた3委員の意見を踏まえて、最後にまとめのようなご質問をされたわけですが、利用者さんの雰囲気が良くなつて、職員の方も雰囲気がよくなつているというお答えだと理解しております。それから、日中活動についても、外出は先ほど出てきませんでしたけども、お風呂についても良くなつた、ゆとりが出ているというお答えで、良くなつたんだろうなと思いますが、3番目の相談支援アドバイザーとの絡みについては、少しレベルが違う話なんだろうと思います。どちらかというと相談支援アドバイザーの方のアドバイスは安全管理、健康管理という側面が強く、これも重要ですけれども、委員のみなさんの発言であった、雰囲気が良くなつたというのは、むしろその社会性とか、人間性といいましょうかね、そういうところの側面が随分改善された、それがマイナスからゼロなのか、あるいはプラスなのか分かりませんけれども、改善されたというご意見になっているわけで、相談支援アドバイザーの方のアドバイスの内容と改善されたという委員の皆さんの中とがちょっとずれているところがあるんですが、見た限りで改善されたのがどこから来ているのかというのは、それはおいおいまた議論していきたいと思いますけれども、施設長、理事長含めてのご努力の成果だと理解しております。

○資料4について説明

〈委員討議〉

(三島委員)

文言なんですけど、8ページのところに小規模ケアと書いてありますが、大規模とのコントラストでいけば大規模・小規模という話かと思うんですけど、もうちょっと具体的な書き方、最終報告ではたぶん少人数と書いてあったと思うんですね。その方が具体的なイメージがあつていいのかなと、少人数でのケアとかそういう文言の方がいいのかなというのと、じゃあその小規模のケアってどういうものを意味しているのかとなると、7ページの1に「きめ細かなケアに転換するため、利用者の地域への移行を進めます。」とあるので、地域への移行ということを含めて考えると、グループホームなどの少人数でのケアというふうに、もうちょっと具体的に書いた方がいいんじゃないかと思います。

小規模って、規模が小さければいいってことではなくて、本来の趣旨は少人数での丁寧なサポート、一人ひとりの気持ちをちゃんと聞けるようなサポートということなので、少人数、それからもうちょっと具体的には、地域への移行と入っているわけですから、「グループホーム等の」と入れればいいかと思うんですけども、メインはたぶんグループホームだと思うので、そういう言い方にした方がいいんじゃないかなと思いました。

(佐藤座長)

小規模ケアというのは下線部だけでなく、至る所に出てくるんですが、それを全部少人数に変えた方がいいでしょうか。

(事務局)

第三者検証委員会の最終報告を見ると、確かに、文章としては「支援のあり方を大規模集団ケアから少人数を対象としたきめ細かなケアに転換する」と書いてありますので、計画の素案もかなり固まっているので、修正できるか確認したいと思います。

(佐藤座長)

できましたら修正の方向でということで、何カ所かありますので、統一した方がいいと思います。それと、今三島委員が言った後段部分ですね、グループホームというのはどの部分ですか。

(三島委員)

7ページの「1 入所施設等から地域生活への移行の推進」の下に、枠があります。その中に「少人数を対象としたきめ細かなケアに転換するため、利用者の地域への移行を進めます。」と書いてあるので、地域への移行ということは、具体的には何なんだというと、入所施設ではなくグループホーム等の少人数のケア、ちょっとそういう例示を入れた方が、具体性があっていいのかなと思います。グループホーム嫌だっていうなら別ですけれども、進む方向としては入所施設自体行き詰まりなわけで。

(事務局)

こここの部分に関しては、枠の右上の方に総合計画からと記載がありますが、総合計画からの文章の引用で、総合計画自体は固まって、公表されているものなので、申し訳ありませんが、ここだけは修正ができなくなっています。

(三島委員)

総合計画にのっとれば、8ページの方は変えなくてはいけないのではないかと思います。グループホームという文言を入れる根拠というのは、7ページの四角の総合計画の「転換するために、地域移行を進める」という、地域移行の中身としては、グループホームということですよね、あとは日中の作業所、デイケアもそうだと思うんですけど、となると、この小規模で意味されるのはですね、入所施設だけ小規模であればいいんじゃないかなという話になりますので、これはやっぱりメインは、総合計画からすれば「グループホーム

等の少人数ケア」という形で書いた方がクリアなのかなと思います。

(事務局)

修正できるかどうか持ち帰って検討させていただきたいと思います。

(金子委員)

実質的には確かに少人数ケアなんですけど、今はやっぱり個々の利用者さんに着目した支援ということが言われる中で、私は少人数でも小規模でもまだちょっと違和感がありまして、個別ケアだと思うんですね、そういう意図がくみ取れれば少人数ケアという表現でもよろしいと思うんですが、実態として、入所施設の現状から個別ケアという表現が好ましくないということであれば、それはやむをえないと思うのですが、もう少し個々の利用者さんの生活、暮らしをどうするかという視点での表現の方がより明確な気がします。

(佐藤座長)

8ページの一番上のところの、大規模ケアからきめ細かな支援を可能とする「少人数ケア」、きめ細かの前に「一人ひとりに応じた個別ケア、個別支援が可能となる」そんな表現に変えると趣旨が明確になるということですね。

(三島委員)

ついでにですね、そういう意味ではケアという用語なんんですけど、ケアというのは入所施設等の割と上から目線ですよね、力のある方が力の無い人をサポートしてあげるという視点だと思う。やっぱりサポートっていうのは下から支えるという意識があって、やはり色々なサービスを使ってサポートしていくというのが、これからの中の市民社会のあり方かなと思うんですよね。そういう意味では「きめ細かなサポート」というのがいいかなと思う。これは総合計画なんで、変えられないと思いますが。

(佐藤座長)

ちょっとそこは、色々感覚が分かれそうですね。私はあまりケアってそういう意味には捉えてないですけれど。

(濱本委員)

9ページの③の養育園については、県立施設として、強度行動障害などの支援が困難な障害のある子どもを受け入れるとともに、と下線部に書いてありますけど、今の状況は新規受入停止の行政処分なので、養育園は順調に定員がどんどん減数されてらっしゃるんですが、これは次の第六次の計画の中では、「受け入れるとともに」ということは受け入れていくということを表明されているということなんでしょうか。

(事務局)

今委員がおっしゃったようにですね、行政処分どうするかと、このあとまたその議題についてはお話をいただきたいと思っておりますけれども、養育園を次期5年間、指定管理

ということで公募して、事業団にということで、選定しました。

その中では、当然、今いる方を支援するだけではなくて、当然支援の質の確保が大前提ですけれども、それが確保されたということのお墨付きがでればですね、新規の入園受入れを始めて行きたいと考えております。

今すぐ再開するということではなくてですね、5年間の中で受け入れていって、支援していくということで考えております。

(佐藤座長)

こここの今濱本委員がご指摘になった③のところは、更生園と養育園両方書いてありますけれども、いずれも県立施設として、と書いてありますが、我々の中間報告の意見を踏まえてということなので、これは一応県立施設と書いてあるけれども、今後の動向を見ながらというような理解であると私どもは理解するんですけど、それはそれで結構ですか。

(事務局)

これは3カ年の計画になっておりまして、今回、次期指定管理者ということで、5年間公募をかけて、募集してまいりました。その中では、少なくとも県立施設として役割を果たすように進めて行くということでございます。

(佐藤座長)

確認なんですが、指定管理の5年間はそうなんですが、計画としては3年間ですので、その3年間のところでもって、どういう風な達成感が出るかによって、その次はまた違うよっていう、そのことも当然含んでいるという、そういう理解でよろしいですか。

(事務局)

はい、おっしゃるとおりでございます。

(佐藤座長)

昨日、入所・地域生活支援専門部会で議論されたとのことですが、そこで修正は新たに入っていないんですか。

(事務局)

昨日は特に委員の皆様からご意見はございませんでした。

このあとの予定なのですが、2月8日に計画策定推進本部会にかけた上で、2月9日から約1カ月間パブリックコメントを実施するというスケジュールでございます。

(三島委員)

8ページの下から5行目にですね、「平成30年度からの指定管理において、事業団から提案のあった事業計画が着実に実施される必要があります。」と書いてあります。結局事業団から提案があった事業計画というのが中心になるということですね。このとおりやりましょうってことですけども、まだ進捗管理委員会には開示されてないですね、開示

されないままにこれを見させてもらって、いいんじゃないって形で行くのって気になるんですね。どんな事業計画を果たしてもっているのか、前回佐藤座長が言わされたように、数値目標随分遅いよねとかってことに類似したような中身があるんじゃないかなと思うと、中身を知らないで実施される必要がありますっていうのもちょっとひどいんじゃないって感じがするんですけどもその辺、次回事業計画を出していただいて、進捗管理委員会の中では、こういう内容だったらこれからも虐待は再発しないよねっていうそういう確認が取れると思うんです。

(事務局)

袖ヶ浦福祉センターの指定管理ということで、更生園と養育園の事業者を募集して、選定したわけなんですけれども、この指定管理者制度自体がですね、県の全体の制度として、県の他の施設も同じ形になっていますけども、基本的にはあがってきた事業計画を開示というのはしていませんでしょですね、概要という形でホームページに公表しているんですけども、事業計画そのものは開示していないというのは、県の全体の取扱なんですが、この袖ヶ浦福祉センターに関して言うと、見直し進捗管理委員会で運営状況をモニタリングしていただいているということもあるので、県の方からは法人情報等もあって出しにくい所もあるんですけども、例えば事業団が自発的に開示するという形なら、見直し進捗管理委員会の方に事業計画をお示しできるのかなと考えております。県の全体の仕組みと整合性を取ってどういう形で出せるかというのを検討したいと思います。

(佐藤座長)

スケジュール感として、お出しいただいたとしても、既にパブリックコメントは済んでいてとなると、計画は動かせないので、どうするかですね。

(事務局)

1つはですね、指定管理者の指定というのは、この4月から次期指定管理をどこに運営していただくかということを決めるにあたって、県として公募をして事業計画を出していただいたものを審査して、県として事業団の方でやっていただこうと決めました。

少なくとも最低限、この事業計画にあげたものは、確実に進めさせていただく、この8ページの最後にありますけども、「さらに」ということで、見直し進捗管理委員会からの最終報告が提出されますので、その答申を踏まえて事業団の見直しに取組む必要がある、これはさらに加えてということですので、1つは事業計画を着実に進めるようにチェックをします、さらに、見直し進捗管理委員会の委員の皆様方の意見については当然、それにしたがって見直しに取り組んでいきますということでございます。

ですので、事業計画について確かに委員の皆様方に見ていただいて、もっと足りない所とかですね、その辺を議論いただいてもよかったですかもしれませんけれども、また事業計画についてどうかということであれば、次回お示ししながらご意見を伺いながら進めていかなければと思います。

(三島委員)

今日は2つ言おうと思ってきたんですけど、1つは事業団随分一生懸命やっているなと印象を持ったんです。もう1つは、県の方の進め方の問題があるかなと思ったんですね。どういうことかと言うと、第三者検証委員会の答申を受けて、それをきちっとやるかどうかを進捗管理委員会が確認して、もうオッケーだよというお墨付きが与えられた段階で初めて、事業団というのは新しい次の一步を進めるわけで、今の期間というのはモラトリアムというか仮の期間なわけですよね、利用者が他に行く場所もないからということで、とりあえず仮住まいをしているという状況と理解しています。そうするとですね、進捗管理委員会として確かに今の事業団は立派に立ち直ってですね、虐待もう起きませんとお墨付きを与えなくちゃいけない、それからどうするか、指定管理でいくのかどうかと決めなきゃいけないんだけど、答申が出る前に、事業団が本当にきちんとした組織に変わったかどうかも確認しないうちに大丈夫ですよって、県の方で指定管理お願ひしますって形で、もう5年間また寿命が伸びてしまったわけですよね。

じゃこの後ですね、進捗管理委員会の方で、やっぱ全然この目標に達していないし、不適合ですって、これはやる資格ありませんっていう答申が出たら、県の指定管理の方針と進捗管理委員会の答申が大きくずれちゃうんですね。その場合どうするのかなとすごく気になっているんですよ。ですから、そもそも県の方が第三者検証委員会の答申を尊重するのであれば、指定管理をもっと遅らせるとか短くするとか、色んな方法があったと思うんですけども、もう丸っきりそういうことはしないと、もうこれで自動的に延命が決まってしまった。よく見てみると、県立であることは変わりないし、職員だって外から全部持ってきてなさいっていうのが、また元の人になってしまっているし、建物も変わっていない、それから小規模化も出来ていない、サポートの少人数化も出来ていない、民間施設相互間の協力、これは出来ているみたいですが、まあ何にも変わらない今まで、いいですよって形になっちゃうのかな。しかもおまけに、今回のこの、事業団の方に任せて、あと細かいことはそっちで考えなさいって形で丸投げしているわけですよね。どこまでやれとは言っていないわけですから。そうすると、例えばこの早期の定員半減だって、目指しますで努力目標にしか過ぎない、それから、みんなそういう意味では努力規定になってしまってですね、評価なんか受けないでそのままスルーしちゃうわけですよ、これから、このままの流れで行けば。事業団が持っている事業計画も県として開示出来ないとなると、丸っきりブラックボックスで最後答え出せないからもうそれで行くんですよって話で、進捗管理委員会としてのコメントはしようが無いんじゃないかなと思います。論理的に考えていくと。そうですよね、第三者検証委員会の答申がちゃんと守られているかどうかっていうのを評価するのが進捗管理委員会なんで、ただまだ、評価する期限がこの年度末、その答申を待ってやればいいのに、待たずにもう指定管理にしちゃっているわけですよね。そこってどういう風に考えたらいいのかなと思います。

(事務局)

指定管理についてはですね、平成30年度から次の指定管理というのは答申の方にもあってですね、この指定管理にあたっては更生園と養育園の一体運営は見直すという答申がありましたので、県の方もそれにしたがって、一体運営を見直し、更生園と養育園を分割して、募集したところですけれども、実際応募があったのが、事業団一者だけだったと

いうような状況が1つございます。また、指定管理者の選定にあたっては大屋委員と金子委員にも外部有識者意見聴取会に参加いただいて、見直し進捗管理委員会からの意見も反映できるようにという風に考えたところです。結果として、袖ヶ浦福祉センターは事業団からしか応募がなくて、引き続き事業団という形にはなりましたけれども、実際事業団からの提案というのは、外部有識者の意見聴取会でも評価いただいて、その結果については見直し進捗管理委員会でも報告させていただいたところで、今後その提案内容が着実に実施されるよう県の方としてもしっかりと見てきたいと思っています。

(三島委員)

繰り返しになりますけども、事業団が本当にきちんと立ち直ったかどうかというのを検討する前に指定管理の選択に入っちゃったわけですよね、なんでそういう手続とったのかなって1つありますね。県の方が、今こういう状況だから、もうちょっと指定管理待つてもらいたいってことはたぶん言えたと思うんですよ、第三者検証委員会の答申があるわけだから。進捗管理委員会でちゃんとそこの評価を待ちたい、お墨付きがあればきれいに出発できるのをもう時間切れで先にやってしまったという1つ問題点があると思うんですね。

(佐藤座長)

指定管理のやり方については、当時いろいろと議論したわけですが、現に行われたわけですし、ただ、指定管理に基づいて選定したのは選定委員会であって、進捗管理委員がその中に1人2人入っているとしても、進捗管理委員会の意見をそこで具現しているわけではありませんので、選定委員会の方で選定されたということでしかないです。その中の事業計画というのは、制度上非開示であるということであれば致し方ないので、先ほどの県の整理でよろしいのかなと私は思うんですが、要するにここの文章としてはですね、事業計画が着実に実施される必要があると、最低限、実施される必要があると県としては判断しているという、判断自体は明確にした方がいいと思うんですね、誰がそういう風に判断したのかよくわからないようになっていますから。最低限、事業計画が実施される必要があると県が判断している。さらに加えてと次の文章に繋げれば、まだ三島委員の御懸念は残るかもしれません、論理的にはそういう話なんだと了解は付くかなと思うんですが。

(三島委員)

要するにですね、県がそもそもこの事件に関しては当事者だったわけですね、だから第三者検証委員会の力を借りて、何とか解決の方向を定めてという形で答申が出た、その答申はきっと実現していくのが最低の条件だと思うんだけども、実際は実現できなかったわけですね、そうなると、事業団は適格性がないというか、そういう話にもなりかねないと思うんですけども、こうした評価を待たずにもう指定管理に進んでしまったということが、まず僕としては最大の疑問がありますね。そうするとその後は自動的なんですよ、募集要項の中に第三者検証委員会の中身が反映されているんだけども、それは抽象的なので、あと具体的には事業団の方で考えなさいって、事業団に投げちゃっているんで

すよね、県は当事者としての役割を捨てちゃっていると思いました。出た結果に関しては、事業団の方はこの程度やります、努力しますって努力規定はあるにしても、実際できなかつた場合にはそれで終わっちゃうんですね、何の評価も受けずに流れてしまつてはいるのが今の現況だと思うんですね。僕は第三者検証委員会には絡んでいませんけれども、第三者検証委員会の答申を軽視しているなという印象があります。

今回の事業計画だって、中身がブラックボックスのまま進捗管理委員会にどうですかって言われても、言いようがないですよね、評価のしようがない。

(佐藤座長)

一番、懸念を解消するという意味では、「平成30年度からの指定管理において、事業団から提案のあった事業計画が着実に実施される必要があります。」という、この一文を削除するというのが一番はっきりするんですけどもね。

(三島委員)

指定管理はなかなかもう戻せないと思うんですね、この状況というのは。となつたら、指定管理の中身をですね、県がきっちと保証していくことだと思うんですよ。例えば、グループホームは何軒ぐらい作っていくのかとか、地域にどの形で移行していくのかと、まさしく今回の中核になっている部分だと思うんですけど、そこに県がコミットしないでですね、事業団適当にやってくれということで、それでいいですよということでは、県の責任って一体何なんだと思うんですね、やっぱり本来は県の方は今年度中にぴしっとした将来のプランを立てて、それをこの場に提案をしますという形で表現された部分があつたと思います。そうしたプランはどこにいっちゃんたのかな、立てないで終わってしまった、どこが袖ヶ浦の将来について、プランをつくる場になつていたのかなということが疑問なんですね。決定機関である県がきっちと将来図を出して、その後でこの委員会の中で評価していくというのが本来の想定されていた筋だと思うんですけど、その線から外れて、指定管理という制度がたまたまあって、その切り替え時期が今期なんですよと、それを優先してしまつた故に、そつちの路線にそれてしまつてはいる。本来の第三者検証委員会が答申の中で出してきた流れとはたぶん違つてはいるんじゃないかと僕は思います。形としてみれば、指定管理は議会も通つちゃつたかもしれませんけども、既成事実としてそうなつてしまつたんであれば、少なくともきっちと県の方はグループホーム何軒くらい必要なのかとか、そういうことをきっちと保証しないことには、進捗管理委員会としては、僕個人としては評価できないなという印象を持ちます。

(佐藤座長)

事業計画が分からぬ段階で、最低限と言われても分からぬですけども、この文章を残すとしたら、事業計画が最低限、着実に実施される必要がありますという風に県が判断しているということで残すか、あるいは削除していただくか。削除しても事業評価は実施せざるを得ないですから、これは同じことだと思いますけれども。

今の三島委員の御意見の骨子はですね、県としての計画が欲しいと、そういう御意見かと思うんですが、それは別に文章をどこかしかるべき段階で提示するとか、提示しないと

か、あるいはそれが、「さらに」のところに入っているのか、いないのかということがあれば、それでいいんだろうという風に、私は三島委員の意見を聞いていて思うんですけれども。

(事務局)

計画にですね、県として、事業団が作ったグループホームに移行させますとか、新たに、例えば県立施設として複数箇所建てますとか、そういった将来計画をこの計画に現段階で盛り込むことは難しいと思います。ここまで計画が詰まってきた中で、それが本質的な議論だと思いますので、計画の中にその部分を盛り込むのは難しいと思っています。

(三島委員)

この障害者計画の中に盛り込むことは無理かなっていうのはよくわかります。内容の次元が違うので。ただ具体的に、例えば指定管理の中にですね、どういう事業をやるかと書いてあったと思うんですけど、有期限・有目的とかいろいろ書いてあったんですけど、例えばバックアップ機能とか、僕はもっと盛り込んだ方がいいんじゃないかなという機能があまり触れてなくて、とりあえずこういうものをやるよっていう形で公募して、もう将来図を決定してしまったわけですよね。もう少し進捗管理の応募要項の中身について、当然僕らも検討したと思うんですけども、第三者検証委員会で最終答申を作るにあたって、多分相当揉んだのと同じような形で、将来のあり方について、指定管理しか方法ないので、それなら、どういう要項、どういう項目を立てて、ビジョンを作ればいいのかっていう話がもっとあっても良かったのかな、今のままだと、要項に書かれた項目を今後肃々とやっていくことが将来像だって形で、運命付けられてしまっているような気もするんです。そういう懸念がすごくあります。そういう意味ではやっぱり、もう少し県は責任を持って、具体的なものに取り組んでもらいたいなという印象があります。

指定管理でも、丸投げってことだけはしないで欲しいっていうのが、とりあえずの懸念なんですけども。

(佐藤座長)

計画の中に盛り込むことが難しい場合であっても、県としての見解はどこかしかるべき段階で出すということが必要なのではないかという、そういう御意見かと思いますので、受け止めていただければと思います。併せて、この文章も少し修正をご検討いただければと思います。

○資料5、6について説明

〈委員討議〉

(三島委員)

先ほど、座長からありましたけど、県として袖ヶ浦福祉センターをどうしたいという、ことについては、最終的なプランというのをですね、出していただければと思います。

この議論繰り返しますけど、いつ出してもらえるんですかと何回も聞きましたけど、出てないんですね、ずっと。ですから、一度出していただいて、やっぱりここはきちっとやるんだということが全体像が分かれば、評価としては非常にしやすいんじゃないかなと

いう気がします。

(事務局)

県としての方針をということですが、1つ現時点で難しいと思っているところは、昨年3月の中間意見では、特に更生園については県立施設としてのレベルに達していないという厳しいご意見をいただきまして、その次期障害者計画の期間3年間もそのままの状態が続くようであれば、県立施設としての存在の意味がないというご指摘もいただいております。そういったこともございまして、まずは支援の質の向上に取り組まなくてはいけないと、それと少人数のきめ細かなケアの実現に取り組まなくてはいけないとということで、今事業団の方にそういった努力をしていただいているところなんですけれども、そこが確保できて、それからの将来像、県立施設としてこういった施設、先ほど三島委員が有期限・有目的の施設に近づきつつあると評価をしていただきましたけれども、そういった施設が本当に役割を果たしているのか、はたして、県にそういった施設が必要なのかというのはいろんな事業者の方の意見も聞きながら検討していかなくてはいけないというところがございますので、なかなかこの段階で、最終報告までの期間の中で将来的に県立袖ヶ浦福祉センターをこうしますという方針が出せるかというのは難しいと思います。

そういった施設が必要なのかどうかということも含めて検討しなくてはいけないかと考えておりますので、県としての方針を出す必要があるというのは充分わかるのですが、今の時点でのこの時期までに出しますということをお答えできるかというと、難しいのかなと感じています。

(三島委員)

その件に関してですけれど、確かに県の出した文書の中に、時期も切ってですね、プランをちゃんと出し、中で検討するという風に書いてあったと思うんですね、もし間違っていたらすべて無しですけども、あるとしたら、その文言と今のお答えとずれてくるように思うんですけども、その辺はどうなんですか。

(事務局)

もしかするとそういった、いつまでにというのがあったかもしれません、その辺は確認してみないといけませんが、ただ、現在置かれている状況といたしましては、先ほど申し上げたような状況の中にあるという風に現時点では認識しております。

(三島委員)

そもそもこういう事件が起きてですね、佐藤座長を中心に第三者検証委員会が行った調査でも、複数の人間が長期間にわたって虐待があったと、つまり虐待の文化が蔓延していた組織であって、その中で利用者を健全に育成、サポートできるとは思えないということでお始まったわけですよね。ということは一般的にはこういう組織は普通だったら事業停止とかそういう話になるはずなのが、たまたま受け手がないとか、人数がたくさんいるとかってことで、とりあえず臨時でちょっと頑張ってくれと、そのかわり厳しくやるよっていう話がこの集中見直し期間ですよね。

組織が存続するかどうかということが問われるぐらいの問題に対して、この時点でプランも何もないですって形では、いいのかなというか、だいたい県ってずっと同じ答えなんですよ。今の置かれた状況はとか、人数が確定しないとか、県の主導性ってどこにあるのかなって。

最終的な決定権者って言うのは県だと聞いているので、僕は今まで事業団だと思っていたんだけど、事業団ではなくて県が決定機関であるんであれば、県がやっぱり企画してプランを立てていく仕事が必要なんじゃないか、しかもそれをやるって自分たちは言っているにも関わらずやらないのは、著しく信頼を失うんじゃないかなって気がするんですよね。

そのところをネガティブに考えると、指定管理っていう方法で、逃げてしまったな、指定管理になってしまえば、とりあえず袖ヶ浦はこういうことやってればいいんですよ、ってことで終わってしまうじゃないですか。確認だって全然もう後はしないですね。人数何人になったって、頑張ったけどこのくらいしかいきませんでした。それで終わりですよね、それじゃまずいんじゃないのって言う場はないんですよ。理屈で考えていくとそうなるということなんですよ。スタートからこういう趣旨で始まって、こうなっちゃってるのにおかしいんじゃないかなって言ってるだけなんで、本当なんかちょっと理解できないところがあるんですね。

(事務局)

これから最終報告に向けて、議論いただいていきます、その中でですね、どういった形で集約していくのかということも踏まえながら、県としての考え方も当然検討していかなければいけないので、そこはちょっと今の段階でいつ出しますとは宣言できないんですけども、そこは検討しながらですね、最終報告の行方も見ながら、袖ヶ浦福祉センターがどうあるべきかというのも議論していきたいと考えております。

(三島委員)

県は当事者なんですよ、当事者であって、しかも決める立場もある。ですから、その責任はすごく重いんで、経過を見るのももちろんいいし、今すぐできないっていう言い方もあるかもしれませんけど、このまま責任逃れをしないようになっていうのをお願いしたい。具体的にこうするんだっていうビジョンを出せばですね、みんなが幸せになると思うんですね。

(佐藤座長)

いずれにしてもですね、県の動きというのも見直し進捗管理委員会の対象であるという風に理解しておりますので、県の意見が出る出ないどちらにしても、出なかつたら出ないでそういうことを前提に評価していくと、そういう話になろうかと思います。

その上で確認なんですが、この12月末時点でのものが、3月末に改めて出てきて、それで年度評価をやりますということになりますが、その年度評価は県と進捗管理委員会が共同でやるということになりますか。

(事務局)

共同と言いますか、基本的には見直し進捗管理委員会が年度評価したという形です。県がたたき台を作って、それを見直し進捗管理委員会に見ていただいて、直すところは全部直していただいてという形になろうかと思います。

(佐藤座長)

それが3月末時点を基準にしますので、総括評価は最終ですから、その後、そのものも含めてということですけども、改めてそこで、また半年間の見直し進捗状況の評価というのは、これはもう無いということでよいでしょうか。

(事務局)

集中見直し期間は29年度末までなので、そこまでということになります。

(佐藤座長)

そういうことを前提にして、29年度末の進捗評価とそれから最終的な総括評価をやると、こういうスケジュールになります。

段取りにつきまして、どういう風に委員会として対応するかということはまた委員会の中でも議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(三島委員)

年度評価の話ですけれど、県の方がおいでになって評価しているものは進捗管理委員会の評価に対してというか、下仕事をしてくださっていて、進捗管理委員会の評価としてそれは存在するんですよと、そういうお答えだったと思うんですけど、そうなんですか。

(事務局)

年度評価はあくまでも見直し進捗管理委員会としての評価という形です。

(三島委員)

そうするとですね、例えば向こうの事務部門とか会計とか、僕たちが今までコミットしなかった部分ありますよね、それに関しても進捗管理委員会のオッケーですよという話になるんですか。僕は今まで理解していたのは、県がおいでになるのは、指定管理の要件を満たしているのかどうかってことを確認に来ていると受け止めました。だから、別の進捗管理委員会としての意見表明がいるんじゃないかと、別に書いた方がいいんじゃないかと言ってるわけですけども、そういう意味で趣旨が違うんですよね。今まで僕の受け止めとご説明も指定管理の要件を満たしているかどうか県がチェックに行っているんですよ、たまたま日にちが重なっているだけで、仕事内容は違うんですよ。進捗管理委員会はこれから虐待が起きないかどうかを確認に行くんですよ、県の方は指定管理の要件をちゃんと満たして、きちっとした運営をしているかどうかを見ていくんだよとそういう説明を受けたような気がするんですけど、違うんですか。

(事務局)

基本的にその調査は指定管理の状況調査という形で、県の正式な調査なんですけれども、それに見直し進捗管理委員会の委員にも同行していただいて、施設を見に行っていただいているという形になります。例えばこの前、1月19日にあった調査のような話ですよね。

(三島委員)

それじゃなくて、これまでずっとやってきましたよね、こういう評価表を作って、何点何点というやつ。

(事務局)

それはですね、それは指定管理のモニタリングで、あくまでも県の評価です。それとは別に年度ごとの評価というのがあります、それは見直し進捗管理委員会の評価ということになります。

第15回見直し進捗管理委員会（平成30年1月23日） その他の意見概要

※ 個人情報や確定前の情報を含む内容は非公開で審議しているが、支障の無い範囲で意見の概要を公表してほしいという委員の御意見をうけて、非公開で審議した部分の意見の概要を公表するもの

テーマ	意見
(該当なし)	—